

消防予第 255 号
令和元年 12 月 6 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

新たな技術開発に係る検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の
技術上の規格の基準の特例制度の運用等について (通知)

新たな技術開発に係る検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の技術上の規格の基準の特例制度については、「消防法施行規則等の一部を改正する省令の施行について (通知)」(昭和 62 年 3 月 27 日付け消防予第 36 号。以下「36 号通知」という。)により運用しているところですが、このたび、当該運用等について、下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

なお、本通知の発出に伴い、「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備の技術上の規格を定める省令第 11 条の運用等について」(平成 18 年 2 月 20 日付け消防予第 78 号)は廃止します。

貴職におかれては、下記事項に御留意いただくとともに、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知していただきますようお願いいたします。

記

第 1 新たな技術開発に係る検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の技術上の規格の基準の特例制度の運用等について

新たな技術開発に係る検定対象機械器具等について、技術上の規格に係る基準の特例制度を適用するか否かは、同制度の適用を受けようとする者の申請により総務大臣が審査し判断するものであるが、審査期間の短縮、事務処理の簡素化等の観点から、当該検定対象機械器具等の形状等についての技術的な評価については、当該検定対象機械器具等の型式承認についての試験を行う者が、評価者として消防機器等評価規程(例)(別添 1)を参考に定めた評価規程に基づき行うこと。

また、総務大臣への申請手続きについては、基準の特例制度の適用を受けようとする者が、当該検定対象機械器具等に係る技術的な評価を評価者に依頼する際にあわせて別添 2 に掲げる申請書を提出すれば足りるものであること。この場合における手続き等については、別添 3 に示すとおりであること。

なお、自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格の基準の特例制度の運用についても、検定対象機械器具等に係る運用に準じて行うこと。

第2 その他

- 1 基準の特例制度の適用を受けた検定対象機械器具等についても、消防法令の規定により検定が行われるものであること。
- 2 基準の特例制度の適用を受けた検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等にあつては、特例制度の適用を受けたものである旨の表示がなされるものであること。

<問合せ先>
消防庁予防課規格係
担当：塩谷、前原
Tel 03-5253-7523

別添 1

消防機器等評価規程（例）

（目的）

第 1 条 この規程は、新たな技術開発に係る消防の用に供する機械器具等（以下「消防機器等」という。）について、法令で定められた技術上の規格の基準の特例制度の円滑な運用を図るために、〇〇〇〇が行う消防機器等の評価の手続き等を定めることを目的とする。

（消防機器等の評価等）

第 2 条 〇〇〇〇は、新たな技術開発に係る消防機器等について、その形状、構造、材質、成分及び性能に関し、技術的な観点から評価を行うこととし、あわせて技術上の規格に係る特例基準の原案を策定するものとする。

（評価に係る依頼手続き等）

第 3 条 新たな技術開発に係る消防機器等について基準の特例制度の適用を受けようとする者が当該消防機器等について評価を受けようとするときは、別記様式による消防機器等評価依頼書（所要の添付図書を含むものとし、以下「依頼書」という。）を〇〇〇〇に提出するものとする。

2 〇〇〇〇の長は、提出された依頼書が所要の様式その他の要件を具備していると認める場合には、消防機器等評価委員会（以下「評価委員会」という。）に審査を付託するものとする。

3 第 1 項の規定により評価の依頼をした者（以下「依頼者」という。）は、〇〇〇〇の長が別に定める手数料を納入するものとする。

（評価委員会）

第 4 条 〇〇〇〇に評価委員会を設置するものとする。

2 評価委員会は、委員 15 名以内をもって構成する。

3 委員は、消防機器等についての学識経験を有する者及び行政機関等の職員とし、〇〇〇〇の長が委嘱する。

4 委員の任期は、2 年とする。

5 評価委員会に委員の互選による委員長 1 名を置き、委員長は評価委員会を総括する。

6 評価委員会に委員長が指名する副委員長 1 名を置き、委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。

7 評価委員会は、〇〇〇〇の長から付託された事案について審査を行う。

（専門部会）

第 5 条 評価委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、専門委員 20 名以内をもって構成する。

3 専門委員は、消防機器等についての学識経験を有する者及び行政機関等の職員とし、委員長の指名により〇〇〇〇の長が委嘱する。

4 専門部会には、委員長が専門委員の中から指名する主査を置き、主査は専門部会を総

括する。

5 専門部会は、評価委員会から付託された事項について検討し、その結果を評価委員会に報告する。

(合同委員会)

第6条 審査の円滑を図るため、必要に応じ、評価委員会と専門部会による合同委員会を開催することができる。

(評価委員会の運営)

第7条 評価委員会は、必要に応じて委員長が召集し、委員の3分の2以上の出席により成立する。

2 評価委員会の審査は、原則として書面審査による。

3 評価委員会の審査は、おおむね3ヶ月以内に終了するものとする。

4 評価委員会は、審査の結果を〇〇〇〇の長に報告するものとする。

(評価の結果通知)

第8条 〇〇〇〇の長は、評価委員会の報告に基づき評価を行い、その結果を依頼者に通知するものとする。

(意見の提出)

第9条 〇〇〇〇の長は、評価の結果に基づき、特例制度の適用に係る意見を、総務大臣に提出するものとする。

(機密の保持)

第10条 委員及び専門委員は、その会務に関して知り得た機密を漏らしてはならない。

(補則)

第11条 消防機器等の評価について必要な事項は、この規程に定めるもののほか、〇〇〇〇の長が別に定めるものとする。

別記様式（用紙の大きさA-4）

消防機器等評価依頼書

年 月 日

〇〇〇〇の長 殿

申請者
住所
氏名（法人の場合は、名称
及び代表者氏名）印

下記の消防機器等について評価を受けたいので、関係書類を添えて依頼します。

記

消防機器等の種別

基準の特例申請書

年 月 日

総務大臣 殿

申請者

住所

氏名（法人の場合は、名称
及び代表者氏名）印

〇〇〇〇〇〇〇〇の技術上の規格を定める省令第〇〇条に基づき、基準の特例制度の適用を受けたいので、関係書類を添えて下記により申請します。

記

- 1 特例制度の適用を希望する消防用機械器具等の種別
- 2 特例制度の適用を希望する条項
- 3 特例制度の適用を希望する理由

基準の特例制度に係る手続等の流れ

